

令和 7 年度県産品攻めの海外展開促進・強化事業
(デジタルツール活用促進補助金実施要領)

本事業の実施については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和 63 年 1 月 6 日規則第 1 号。）及びデジタルツール活用促進補助金交付要綱の他、この要領により定めるものとする。

1 趣旨

この事業は、加工食品をはじめとする県産品の海外への販売促進を図るため、デジタルツールを活用した販売力・商談力強化を図る新たな取組に係る経費の一部を助成する。

2 対象経費

デジタルツール活用促進補助金交付要綱（令和 5 年 6 月 19 日定め）別表に定めるとおり。

3 補助対象外経費

- (1) 消費税及び地方消費税
 - (2) 交付決定日前に発注、購入、契約等を実施したもの
 - (3) 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
 - (4) 電話料金、インターネット利用料金等の通信費
 - (5) 金融機関などへの振込手数料（発注先が負担する場合を除く）
 - (6) コピー代、事務用品等の消耗品代、雑誌・新聞購読料、団体等の会費
 - (7) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
 - (8) 上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費
- ※ 領収書、明細書等が明らかでないものは、対象経費として認められない。

4 事業の実施期間

- (1) 着手時期
交付決定通知日以降とすること。
- (2) 完了時期
令和 8 年 2 月 27 日までとし、実績報告まで完了すること。
本補助金の対象となる経費は、交付決定後に生じたものに限られるので留意すること。

5 応募期間と応募方法

- (1) 応募期間
令和 7 年 5 月 15 日（木）～ 随時
※ なお、応募状況によっては期間内であっても募集を締め切る場合があります。
- (2) 応募方法
応募書類を郵送してください。
- (3) 応募書類
 - ① 交付申請書（第 1 号様式）
 - ② 事業計画書（第 2 号様式）
 - ③ 収支予算書（第 3 号様式）
 - ④ 添付書類
 - ・ 県税の納税証明書（県税について未納のないことの証明）
 - ・ 必要に応じて経費積算の根拠書類（見積書、カタログ等）
 - ・ その他知事が必要と認める書類

6 審査・選考方法

補助金の交付対象者は、下記採択基準に基づき、販路拡大・輸出促進課において審査し、決定します。

7 採択基準

補助に当たっては、次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。

(1) 事業の新規性

- ・デジタルツールを活用した新たな海外への販路開拓に向けた取組を行う事業内容となっているか。
- ・海外への販路開拓に向けた明確なビジョン・目的があるか。

(2) 事業計画の実現可能性

事業計画が具体的かつ明確なものであるか及び実施スケジュールが明確に設定されているか。

(3) 積算根拠の明確性

事業を実施する際に必要となる経費の積算が妥当かつ具体的な内容であるか。

(4) 事業の継続性

デジタルツールを活用した販売力・商談力のノウハウを習得し、補助事業完了後もそのノウハウを活かした商談会等への参加、ECサイトの運営が見込まれるか。

8 実績報告等について

対象となる事業が完了したら、速やかに次の書類を提出してください。

(①②③の様式は「補助金交付要綱」にて、別途、定める。)

① 実績報告書（第8号様式）

② 事業実施実績書（第2号様式）

③ 収支精算書（第3号様式）

④ 添付資料

- ・対象経費の支出を証明する帳簿等（領収書等）の写し
- ・出店先の越境ECサイトの概要、出店内容や出店期間がわかる資料
- ・コンサルティング費や商品改良費、外国語版ホームページ作成費、マーケティング広報費等の根拠資料等
- ・その他知事が必要と認める書類

※提出期限は、事業が完了した日から30日以内又は令和8年2月27日のいずれか早い日とします。

9 問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1（県庁10階）

鹿児島県商工労働水産部販路拡大・輸出促進課貿易振興係

T E L : 099-286-3053 F A X : 099-286-5581

E-mail : boueki@pref.kagoshima.lg.jp